

○みよし市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年6月27日

条例第23号

改正 昭和61年3月22日条例第7号

平成12年3月21日条例第16号

平成16年3月22日条例第11号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、みよし市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、みよし市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日条例第7号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日条例第11号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。